

平成25年度の介護保険料【特別徴収(年金天引き)】について

～対象者へ10月初旬に決定通知書をお届けします～

◆65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、うるま市における介護サービス等にかかる費用から算出された「基準額」をもとに、保険料率（みなさまの所得段階に応じた率）を乗じて決定します。

うるま市の基準額（H24～26年度）

$$71,880\text{円/年}(5,990\text{円/月}) = \frac{\text{うるま市の介護サービス等にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合}(21\%)}{\text{うるま市の65歳以上の方の人数}}$$

平成24年度～平成26年度の保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金をうけている方	0.50	36,000円 (3,000円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	36,000円 (3,000円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	0.75	54,000円 (4,500円)
第4段階 (特例)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.93	66,960円 (5,580円)
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	1.00	71,880円 (5,990円)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円未満の方	1.25	89,880円 (7,490円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上250万円未満の方	1.50	107,880円 (8,990円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	1.75	125,880円 (10,490円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上450万円未満の方	1.90	136,680円 (11,390円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上550万円未満の方	2.10	150,960円 (12,580円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が550万円以上の方	2.20	158,160円 (13,180円)

※基準額月額(5,990円)×保険料率(10円未満切り上げ)×賦課対象月数=年額保険料

※基準額、所得段階毎の保険料は3年に1度見直されます。次の見直しは平成27年度です。

【参考】普通徴収

年金が年額18万円未満の方は納付書で納めます。また、年度途中で65歳になった場合、他の市区町村から転入した場合、収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった場合などには、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めます。

●困ったときは、お早目にご相談を・・・

収入が少なく生活が著しく困窮している方、あるいは、災害、生計維持者の死亡・長期入院、事業の休廃止、干ばつ等による農作物の不作・不漁など特別な事情により一時的に保険料が支払えなくなった場合は、保険料の減免を受けられることがあります。お早目に担当窓口でご相談ください。

問合せ：介護長寿課介護管理係 ☎973-3208 石川庁舎福祉専門窓口 ☎965-5691
勝連庁舎福祉専門窓口 ☎978-7237 与那城庁舎福祉専門窓口 ☎978-4060